

第百十二回 参議院通信委員会 會議録第六号

(一一一)

昭和六十二年四月十二日(火曜日)
午後一時四十三分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任 永田 良雄君

補欠選任 浦田 勝君

四月一日

辞任 浦田 勝君

補欠選任 永田 良雄君

出席者は左のとおり。

委員長

上野 雄文君

理事

添田増太郎君

宮田 輝君

守住 有信君

大森 昭君

委員

岡野 裕君

長田 裕二君

志村 愛子君

永田 良雄君

成相 善十君

西村 尚治君

山内 一郎君

及川 一夫君

鶴岡 洋君

山中 郁子君

橋本孝一郎君

青島 幸男君

平野 清君

国務大臣

郵政大臣 中山 正暉君

政府委員

郵政大臣官房長 森本 哲夫君

郵政大臣官房人 事部長	白井 太君
郵政大臣官房経 理部長	山口 武雄君
郵政省郵務局長	田代 功君
郵政省貯金局長	中村 泰三君
郵政省簡易保険 局長	相良 兼助君
事務局側 常任委員会専門 員	大野 敏行君
大蔵大臣官房参 事官	中井 省君
厚生省保険局国 民健康保険課長	加納 正弘君
自治省行政局行 政課長	秋本 敏文君

本日の会議に付した案件
○郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法
律案(内閣提出)

○委員長(上野雄文君) ただいまから通信委員会
を開会いたします。
郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法
律案を議題といたします。

本案につきましては、既に趣旨説明を聴取いた
しておりますので、これより質疑を行います。

○及川一夫君 まず最初に、国債をめぐるの基
本的な問題と申しますか、それ自体についてお伺
いをし、また意見も述べたいと思います。

その一つは、国債の売れ行きの問題に関係する
わけですが、個人貯蓄の問題などを含めまして最
近の傾向というのを見ますと、決して樂觀がで
きない状況にあるのではないかと。とりわけ国債の
売れ行きの問題については、五十八年、五十九

年、六十年、六十一年と消化額というものを郵政
省の資料によって見てまいりました。あるいは
また最近の市場における動向、例えば公社債の月
報がありますが、そういったものを見ましても五
十八年に一兆二千四百四十億、これだけの消化
額、売れ行きというものがあつたのでありますけ
れども、六十一年度では八千三百八億というふう
な数字になつてゐるようでございます。割合にし
ても二・五%から九・六%に落ち込んでくる
と、こういう状況でございますが、郵政省の場合
には、四月一日から初めて国債を窓口販売するこ
うなことでありますから、体験は持つていないとい
うことではあります。ところが、こういうこと
にはなるんですが、いかがでしょうか、こうい
つた動向について、郵政省として国債の売れ行
き、最近の動きというのを見たときにどうい
つた展望に立つておられるか、自信のほどとい
うか、確信のほどをお伺いしたいというふうに思
います。

○政府委員(中村泰三君) 国債の消化の状況につ
きましては、先生先ほどお話のありましたよう
に、そのときどきの金融の状況でありますとか、
また発行条件、その他市場の動向等によりまして
確かに消化が難しかった時代もございました。し
かし、最近の国債、特に今年度につきましては、
いわば大量償還の年に当たつてゐるというよう
なこともありまして、金利の低い時期ではありま
すけれども、私どもの見通しとすれば、それなりに
消化が可能なのではないかというふうに考えてお
ります。特に四月に発行される国債の条件につ
きましてはまだ決まつておりませんので、販売の確
たる見通しというものはなかなか難しいわけであ
りますけれども、郵便局の一万九千余の身近な窓
口を通じて気軽に国債を購入できるといふメ
リットがあるわけでありまして、そういう点から
考えますと、私も国債の販売につきましては、
順調に消化ができるんじゃないかということを期
待しておるところでございます。

○及川一夫君 郵政省としては初めてですから最
初から気が動転してゐるんじゃないかと思ひま
せんけれども、郵政省として窓販の關係についての動向調
査といふものは、一年間というものを一つのサイ
クルにして、大体どういふ販売状況になるかとい
つたものを調査することを考えておられるかどう
か。これは考えなきやしょうがないと思ひん
で、とすれば大体どういふ時期に、一年間サイク
ルの中で考えになるのか、あるかないかとい
うことを含めてお伺いしておきます。

○政府委員(中村泰三君) 国債の発行につきま
しては、やはりそのときどきの金融情勢等、ある
いは資金需要等全般を見て発行計画がなされるもの
と思つておりますが、郵便局におきまして販売につ
きましては、六十三年年度年間一兆円というこ
を予定してゐるわけでありまして、基本的には
毎月平均的に販売をいたしたいというふうに考
えております。

○及川一夫君 毎月平均ということになります
と、一カ月約一千億弱ですか、一兆円の枠とい
うことになつておりますから、そういったものが確
実にどのように販売されていくのかというものは大
変重要な問題だと思ひ、とりわけ社会的にポー
ナスが出る月とか出た翌月とか、そういうたあた
りの動向というのがある意味ではやつぱり決定
的な意味合いを持つんじゃないかというふうに考
えます。そうしますと、おおよね年内という意味で
は、七月、八月の動向とか、あるいは十二月の動
向というのを見ると、国債の窓販についての一
つのデータというものが出てくるんじゃないかと
いうふうに思ひますが、いずれにしても私は厳し
い状況にあるんじゃないかなというふうに感じま
すので、ぜひ郵政省としてもその辺の対策を十分
立てていただきたいということを前提にしながら、
もう一つの問題としては、これは新聞の一部

に出ておったことなので事実かどうかということを含めての話になるんですが、長期国債に対する利下げの問題が一部新聞で取り上げられておるのを拝見してはいます。例えば十年物で〇・二%利下げをする、あるいは二十年物で〇・五%利下げをするというように報じられておるんですが、この辺、事実関係はなかなかものでしょうか。

○政府委員(中村泰三君) 確かに一部の新聞に発行条件の見通しとしまして、三月債は表面利率四・八%でしかたけれども、四月債に当たっては〇・二%ほど下がるんじゃないかというように記事が出ていたことは私も承知しておりますが、四月の発行条件につきましては、近々シ団との間で話し合いが行われるものと考えております。郵便局で売れるものにつきましては、シ団と大蔵とで決まりました発行条件と同じ条件で販売をさせていただくということになっておまして、私どもの方ではどういった発行条件になるかということは現状においては定かではありません。

○及川一夫君 この辺、大蔵省の方おいでになると思うんですが、いかがなものでしょうか、こういう動き、実際に省として論議されておるんですか。

○説明員(中井善吉君) 国債の発行につきましては理財局の担当でございますが、私、直接の担当ではございません。金融市場に關係しますものでいろいろ聞いておりますが、現在、理財局の方でシ団と交渉中でございます。二、三日うちに条件が決まると聞いております。

○及川一夫君 そうしますと、大臣、実はその新聞記事によりまして、私もまだ大蔵省に聞いてはいないんですけれども、G7との關係があるというふうには実は報じられてはいます。つまり外債を我が国が購入する、それを具体的に姿勢で示すには我が国が発行している国債自体の利子を利下げをする、だから外債の方が得なんだと、だから外債を買いたさないと、俗っぽい言い方をすればそういう説明に実はなっているんですけれども、したがって、この国債というものの消化状況がど

んどどんなに低下してきているという条件の中で、大蔵省自体、郵政省のみならず市中銀行でも国債消化をしなければいけない、してもらいたいという気持ちがあるはずなのに、わざわざ売れ行きが悪くなるような措置をとる。なぜか、それは外債、G7との關係なんだと、こういうふうにつけて報じられているんですが、閣議でそんな議論などしておられるんでしょうか。どうですか、もし閣議で議論されていないとすれば、政治家中山郵政大臣としての御判断をひとつお願いしたいと思っております。

○国務大臣(中山正曜君) けさの閣議で大蔵大臣がG7、それからG10に行かれる御日程と、それからその留守中を官房長官が代行を務められるという話はけさの閣議でございましたが、今のお話自体に關しましては所管ではございませんし、全く聞いてはおられませんのでございませうから、お答えをする立場にはないのではないかと、かように申し上げるはかないわけでございます。

○及川一夫君 どちらにしても大蔵大臣の所信なり総理大臣の御意向を聞かなければわからぬことかもしれない。しかし、実際問題として、国際的な重要な問題もありますから、そういう意味合いでも国債の利幅というものについて考えなければならぬものかもしれないけれども、しかし現実には国債というものの消化というものがなければ、財政投融資の問題にもあるいはまた郵政省の貯金事業における自主運用にも大きなマイナスの要素が加わってくるわけですから、しかもその土気の間でも、今までこうだったものが、何か郵政の方の窓販が始まった利幅が下がるというところでは、せっかく今一生懸命になってやっていると、地域の出先の職場から見ると、何かそこには余りにも無方針というか、苦勞している者の立場というものをほとんど理解されないような、そういう霧困気になってくると、私はさらにこの国債の消化額というものがうまくいかないことになりはせぬか。もちろんこれは郵政だけじゃなしに市中銀行も同様の立場に立たされるわけですから、国策

的な意味で要するに考えていかなきゃならぬということなので、ぜひ郵政省もそうですが、郵政大臣にもそういったことを念頭に置かれながら大蔵との關係、あるいは閣議の關係でも対応されるように、その点強く私は要請をしておきたいというふうに思います。

そこで、次に、国債の問題に關連をして御質問申し上げるわけですが、何か大蔵省と郵政省が対立しているかのような新聞記事が一面に載せられているんですが、これは貯金局長、どんな意味なんでしょうか。読み取ってわからぬわけじゃないんですけれども、正確に貯金局長から現状についてお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(中村泰三君) 新聞紙上等にいろいろの記事が出ております件につきましては、私ども国債を郵便局で販売をいたすことになれば、できるだけ預金者の皆様方にサービスをしたいたしたいという立場から、国債の利子を受け取る、あるいはその受け取った利子をできるだけ有利に貯蓄をしていただくというようにことを考えまして、国債利子の受け取りと、それを郵便局の場合ですと定額貯金に預入をしていただくというように、これを民間の金融機関では既に五十八年からそういった国債定期口座といった類似の商品が発売されておるわけでございます。そういうサービスも郵便局で国債を購入される方にも同様に受けられるという道が開けることを期待いたしておるわけでございます。

○及川一夫君 本来この問題は郵政省と郵政省が対立をする問題だとは私は思わないんです。なぜかと言ったら、大蔵省はやはり何と云っても財投というものがなければ我が国における政治、政策というものの問題について補完できないはずだ、したがって財投というものの政治、政策の中ではかなり大きなウェイトを占めているはずだと。したがって財投が縮まるような話というのは、大蔵だつて望んでいないだろうと、こう思う

んです。郵貯は郵貯で、今局長も答えになったように、利用される方々、国民の方々にできるだけ有利なという意味で、郵貯のあり方をできるだけプラスにしようということなので、利害では一致しているはずだと、対立する必要はないじゃないかというふうには私は思うんですね。しかも同じ政府部内ですからね。ということになるのかかわらず、どうしても意見が分かれる。対立という言葉は余り穏当でなさそうですから言いませんが、意見が分かれるというのはなぜなんですかね、これ。そのところを局長にちょっと聞いておきたいんですが、いかがですか。

○政府委員(中村泰三君) 観測記事が出ました關係上、民間の金融機関も内容が十分わからないというのか、あるいは危惧の念が強過ぎてというのかかわりませんが、郵便局でいかに新しい、極めて有利な商品が売り出されるんじゃないかといったような危惧があるのかもわかりませんが、そのことが郵貯の肥大化、業務の拡大につながるというように反対を表明されているようでもあります。しかし、決してそれは業務の拡大につながるという問題ではございませんし、お客様が国債の利子を受け取って、それを定額貯金にお入れになれば現在でもできるわけでありまして、しかもその量が無尽蔵にあるわけじゃない。私ども今検討しているものは十年の利付国債であります。これは今年度の予定としましては六千九百億ぐらいでありますから、その四・数%の利払いということになりますと、極めて郵貯全体の額からすれば、量とすれば微々たるものでございまして、決して量的な拡大につながるというものでもございませうし、またサービスの内容としましては、民間ではとくに実施をされているという問題でありますから、私ども、そういう内容につきまして、十分大蔵省とも話をすれば、理解が得られるものというふうには考えております。

○及川一夫君 局長にそんな話をお聞きいたしました、そうすると、今現在話は大蔵省とついでいないのでしようが、一休話はつけられるんです

か。つけられるとすれば、いつからこれ実施されようとしているんですか。

○政府委員(中村泰三君) 私どもとすれば、できるだけ早い機会に実施をしたいということで大蔵省の理解を得たいというふうに考えております。

○及川一夫君 大臣、ところでいろいろお話を伺っていますと、対立する必要があるのに意見が分かれると、分かれることもないのにまた意見が違うと言う。一体なぜこうなるのかというのが僕らにはどうしてもよくわからないんです。どうも、当事者でないこともあるんですけれども、どうもいろいろな話を聞いている、また新聞紙上からうかがい知るところでは、事前に相談をしているとかいのか、あるいはまた、言葉はどこまで正確なのか知りませんが、約束があるとかないとか、信義則違反だとか、いろいろなお話が出てくるんです。

ですから、そんなことは政府内部の話として、一体なぜ整理ができないのかというのをいつでも疑問に思うんですけれども、郵政大臣もこの問題では、新聞紙上だけの話では、一口で言えば断固やると、こういうふうに言っておられる。省令でやるんだというふうなことも言われておる。もちろん大蔵省との話し合いはしないということじゃないけれども、しかし、いずれにしてもやらないかぬのだという気持ちにさせて発言をされています。これはうまくいきませうか。

○国務大臣(中山正暉君) 今先生のお話の中にありましたように、省令で定額貯金と国債というものを組み合わせることも可能であるということをごいいますので、この金融の自由化とか、それから長寿社会の到来といった中で、全国の一、二万四千の郵便局を通じて、いろいろと少額貯蓄の非課税制度が廃止になりました後、やはり大きな財投の原資を支えております郵政省といたしまして、財投というものの自体が大蔵省との統合運用ということの基本にいたしておりますので、これはもう対立すべきものはないと思います。どちらに負けても釈迦の恥という言葉がありますが、う

まく一つに運用ができれば一番いいことで、つい日曜日に本四架橋のあの渡り初めに私も出席しましたが、あの一兆一千三百億の中でも、四分の一が大体貯金とか簡保、郵便貯金、年金なんかの資金が入っているようでございますし、また厚生年金なんか入っているはずでございます。

そんな意味から、大蔵省のお悩みの一つは、金融機関をたくさん持っているいろいろな金融機関にも種類がある中で、その辺のコンセンサスを得る必要があるのだ、その辺のコンセンサスを得る必要が大蔵省としてもあるのではないかと、その辺がみんなの歩調が合うようにという相談が、私はいろいろ下部の両省の組織の中で、どちらにもよくて、国民に利益のあるものというところにいかに落ちつけるかという苦労が私は苦勞で、対立という感じではないのではないかと、かように私は理解をいたしております。

○及川一夫君 大臣がおっしゃられたとおりだと思ふんです。それだけに何か物言いたら、もめたという話があるんですね。ここが私は非常に問題だと思つておるんです。ですから、一般質問の際にも実は郵政大臣にも申し上げたつもりなんです。これは貯金、簡保に限らず、郵便事業にしても、私の感覚で言いますと、去年、おとしよりもかなり一歩も二歩も出ようとしていた。つまり、企業であるからサービスはいいものと。つまり、それなりの工夫を加えながら一歩も二歩も、どつと出ようとしておると。非常に結構だと思ふんです。

ところが、今までの感覚で言うと、これははみ出しみたいにとられてくるよ。だからはみ出したときに、既にそれが国民的なコンセンサスを得たものとして、自然体で仕事ができるようにするには、はみ出す前に、またそれをやる前に、いわばこのコンセンサスを、少なくともこの場合でいうと、大蔵との間で意見が調整されて、市中銀行からとか言われようというもののだと、したがって市中銀行もそれで納得したと、こういうふうに私はしなきゃいかぬのだと思ふんです。

ね。それがいつでも、何かこう貯金の方がその気になってやると、ばつとやられると。しかも確かに僕もそうだなと思ふんですが、これをやるうとすれば、コンピュータを使おうとすれば、いずれにしてもシステム自体は一日や二日でできるはずじゃないわけだし、何か月かかるか私は専門家に言わねえからわからねえ、いずれにしても一カ月、二カ月という単位で準備をしなければならなかったはずだし、準備をするからにはこういうことをおやりになる意思があったはずだし、意思があるなら、ルールがあるのかどうか私よくわかりませんが、どちらにしても、やったときにこういうふうにならないように、その間に問題の解決を図られているはずだ。またそうしないと、何か民需圧迫と官業とのぶつかり合いみたいな、それだけが国民に印象として残されると、これは極めてまずいというふうに私は思ふんです。

そういう点で、ぜひこの問題、時間の関係もあって詳しく触れられないんですが、MMCの問題もまだ解決をされていないようですから、これらを含めて、早急にとこの問題はいつなのか私はわかりませんが、どちらにしても我々も早く実行してもらいたいと思ふんです。郵便事業のために、また利用者のためにも早目にやらにやいかぬ。もう既に売られているわけですからね。そういったことを強く要請したいと思ふんですが、郵政大臣、よろしくごいいますか。

○国務大臣(中山正暉君) 私は先生と全く同感でございます。二万四千の郵便局、まあ全部にいうことでもありませんが、日本の津々浦々にあります我が郵政省の、百年になんとなす歴史の中での組織で、国民の長い、これから国家の命運を支えていかなければならない基本を持つております郵政省の事業としても、また一般の市中銀行、それから、これまた農協という新しい組織が戦後に築かれて、その面でも日本の伝統の農業に従事される方々の利益を考えてやっています。それそれいよいよ新しいネットワーク、郵政省の方では、ポストのPをとってP

ネットというふうなことを申し上げておりますが、これは郵政省の方では随分数が多うございいます。

他の金融機関の教に比べましたら、郵政省の方が圧倒的に多いのですから、先生のお話のようが大蔵省、郵政省の一体化した、国民の皆さんに利益を享受していただけるような組織を早急につくるとともに、いい意味での前進が図れて、そして国際協調、先ほどのお話で前記した外債の件もありまして、国際協調とまた国内の協調両方相まつ対応をしなければならぬと私も私も決意を新たにしております。

○及川一夫君 次に、法案自体の問題なんです。が、法案の提案の内容を見ますと、サービスの強化につながるお話ですから、とりたててこれに反対をするという気持ちはさらさらございせん。むしろ、こういったものをなぜ法律事項にしなければいけないのか。こういったものこそ早急に郵政省側の意思だけでなされてもいいようなものではないのかと、こう考えたります。ところが、いかがなものでしょうか。このほかにこれに似たようなものといいますが、そういうものはないのでしょうか。あるんですしたら聞かしていただきたいというふうに思います。

○政府委員(中村泰三君) 先生御指摘のように、この為替法、振替法というのは非常に事務手続的な事項が詳細に法体系化されているもので、その、何か新しいサービス改善を実施する場合に、この法改正が必要になってくるということでございます。

しかし、私も確かに国の提供する事業でありますから、その業務範囲が法定されるということはある意味で当然でありますけれども、できるだけ時代の変化といいますが、預金者のニーズに合うようなサービス改善にかかわるような施策が弾力的に対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

そういう観点から、この改正案におきましても、省令化できる点は省令化していくというふうなことで対応をしているわけでございます。こ

これは郵便貯金法あるいは振替法、為替法のみならず郵便法におきましても、簡易保険法におきましても、郵政の各事業法等につきまして、私どももそういった考で弾力的な運用ができるよう法の改正にも努めているところでございます。

○及川一夫君 二十年前、三十年前の社会の条件と今の条件を比べればお互いかなり進歩しているという事は言えるわけですから、そういった点で、今の条件でこれまで決められた法律を論議していくことは、これは問題があるというふうに思います。そういう意味では、いづれにしても郵政事業の中における郵便事業が国民の事業といえますか、そういう立場からつくられてきたものでしょうから、この程度のものであっても、何か法律事項として、あるいは政令事項として、委員会とサービスが実行に移せない、こうなっていることはもうやむを得なかったというふうに思うんですよ。

しかし、もうこの程度のことならば民間では自由自在にやっておられるんじゃないでしょうか。同時に、銀行というものに当ってはじめてみましても、いかにも別なものですけれども、十、二十万、ぜひ持ってきてくれと電話をかけただけで銀行がその現金を運んでくれるところも現実にあるわけですよ。これは事故というところを考えると、いかにも悪いという議論になってくるわけですね。けれども、どちらにしてもサービスにこだわるという点では決して悪いことではないですね。だから、今度の法律の改正、為替というもののついて、ただ電文を持っていくだけじゃなしに、現金で持つていこうと言われたら、持つていきますというお話ですから、これは非常にいいサービスだというふうに思うんですけれども、この種のものが貯金に限らず簡保でもあるんじゃないかなというふうに私は思うんです。あるいは郵便事業の中にもあるかもしれないですね。

したがって、どうでしょうか、この辺官房長に答えてもらった方がいいというふうに思うんです。

けれども、今の郵政事業がやっているサービスというものを洗ってみて、そして、この程度のものならば法律行為にすぎないに省令とか、あるいは郵政省の自由意思でやってもいいんじゃないかというふうなものがあるならば、それを一回法律改正というところじゃなしに出してみる、こういう気持ちで率直に言ってもらいたいです。そして、せっかく今、多少でもサービス向上というのを前提にした企業性を発揮しようという気持ちに對してこれえいくべきじゃないか、こんな気があるものから、そういう作業をする気はありますか。

○政府委員(森本哲夫君) ただいま先生の御意見、私も大変うれいというか、我々をエンカレッジ、力づけていただけた御意見だなということで拝聴いたしました。

先ほどから話が出ております郵政事業の各法律、郵便法を初め貯金法、振替法、為替法、簡易保険法、これは御案内のとおり、戦前の法体系を全部再整理しようというところで、当時の状況の中で、昭和二十二年あるいは二十三年のころに、新しい理念のもとに法律が全部制定された。この中には電気通信の部分も含む法律もあった次第でございます。あらゆる通信関係の法律、あるいは郵便局の事業に関する法律というのをそういう形で一斉に整理をして、そのときの眼目は、当時の日本の情勢から、できるだけ民主化というところが大きな視点だったかと思うのでありまして、そうした視点でありますだけに、今日考えれば当時は非常に、それまでは勅令によってあるいは省令によってたりした部分を、できるだけ国民の代表が参加する法律という形で、御案内のとおりな形で来た結果、今日見ればいかにも非常に不自由で、これから先、郵政事業が本当に利用者の生活の変化に對応していくためには、これを準備段階から考えますと、法律改正になりますと非常に手数が、期間がかかる、その間にまた事態が変化すると、こいういうらみが正直言っているものでございまして、実は毎回法律の改正のたびに、先生今御指

摘のように、これは法律事項でなきゃならぬか、あるいは省令なり、あるいは保険の場合でしたら約款という形で、あるいは法律に根拠を置いての話でございませうけれども、そういう形で弾力化できないうこと、これを常にお願いをし、今回の為替・振替法でも、省令委任の事項をお願いをしておるわけでございます。

そういう視点で、今後ともあらゆる法律について、絶えずサービスの実態、お客様のニーズがどこにあるかというところを見ながら、法律に根拠を置く範囲内で、可能な限り弾力的に對応してまいりたいというところで、常にこれはやっておる、改めて作業ということじゃなくて、これはもう常時やっておりますし、また新たなニーズがどんどん発生してまいりますので、先生の御指摘のような基本線をもって私どもこれから常にこうした作業を続けて、同時に国会にお願いをする、こいういう態度でまいりたいと考えておるところでございます。

○及川一夫君 作業は当然今までもずっとされていくわけですから、それはそれでいいんですよ。それをもう一歩進めて、最後に国会にお願いする、御相談したいというふうなお話があるわけだけれども、別に国会に相談するなというのを強調するんではないんですが、仕事のしやすいうちに、しかもごく当たり前のことがいっぱい法律事項としてあることについて、相談し論議することとは民主的なことだけれども、しかし、そんなことをせぬでもやってもいいものがあるじゃないかというの、僕はどうかかなりあるような気がしてしょうがないんですね。だから、そういうものについては、むしろ事業運営をする立場から見れば、こいうものはもう少し自由闊達にやらしてもらえないかと、今法律事項になっているけれども、これは外すことはできないだろうかというふうな意味で、そういう観点で全体を洗い直してみようというところについて少し検討してみてくれませんか、別に拘束しませんから。こいうことを一つ御要請申し上げまして、私の質問を終わりたい

と思います。

○大森昭君 官房長、非常に今の答弁がよかったんだけれども、僕が前から言っているように、今なぞそういうふうな変化を来しているのかというの、従来から営業を中心にして事業を運営するところとなるがゆえにです。ですから、法律の見直しだけでなく、郵政省が長い間やってきた人事制度の問題についても、任用制度の問題についても、あるいは訓練制度の問題についても、すべての問題について今官房長が言うような歯切れのいいことをやっぱり言ってもらえないとね。この前私が質問したときは、何だかわかったようなわからぬような答弁をしていて、法律の問題になつてきたら非常に歯切れがよくて、外す方ばかり歯切れがいいんじゃないかと、もう一回ひとつ全部見直してもらおうことをまず初めに言っておきますから、ぜひひとつお願いしておきます。

同時にまた、法案自身は今言われましたように特段問題はないんですけども、非常に郵貯が置かれていた状況が厳しいうから、新聞紙上では、もう過去最大郵貯が減っているという報道もありますからね。いかにして郵貯を減らさずに伸ばしていくかというところになると、いろいろ郵政省が考えております例え資金運用制度の改善とか郵貯カードローンとか、シルバープラン貯金の創設とか、あるいは住宅積立貯金の預入限度額の引き上げとか、いろいろ問題あるわけですが、六十三年度でいろいろ要求を大蔵省に出しているんですけども、全然認められないというふうな結果になっているんですが、やはり民間企業との競争体制の中で、マル優廃止後に郵貯を守っていくかというところになれば、今言ったそれだけの問題は基本的な問題だと思っておりますが、今後こいうふうな対処していくんですか。

○政府委員(中村泰三君) 先生が今御指摘になりました、六十三年度予算の重要事項として、私どもも実現に努力しました資金運用制度を初めカードローンであるとか、シルバープラン貯金等の問題

いですが、現場に働く労働者はこればかりはもう大層な苦勞なんですね。一生懸命やっているんだけれども、なかなか貯金の奨励は厳しいという状況です。ですから、どうかひとつ、一に新しい商品をより有利な形で、現場に働く人たちが積極的に預金奨励ができませんように努力していただくことをお願いをして、質問これで終わりたいと思います。

郵貯の送金決済手段とを結合させるといふふうなものでございまして、今大森委員も御指摘なさいましたように、一つのそれぞれのサービスの結合、融合化、こういうことだと思ふわけでございします。

私は、もうこの法案は当然賛成でございますし、その次の問題として、実は他省庁関連法令、この振替に関連しまして、いろんな他省庁の法令との関連があつて、いろんな制約があるわけでございします。

具体的に申し上げますと、私も昨年の十月でございしましたか、決算委員会で御質問申し上げました。

た。地方自治法施行令との関係あれば公明党の及川委員が、かつて東京都の家賃につきまして郵便振替、郵便局だけが使えない、みんな民間の金融機関等ばかりであるというふうな角度からの御指摘でございました。その後私も同じような趣旨で、特に地方住民から見まして、例えて申しますと国民健康保険、あるいは国民年金等々、あるいは

は自治団体がみずから行いますところの業務、自治団体みずからと国の機関委任事務の仕事と事務委任、この三つのグループに分かれると思うわけですが、それがなかなか法令がございまして、他省庁の法令があつてできない、こういうことでございました。

そこで、今回お聞きしておりますと、自治省の地方財政局の方で、まさしく地方住民の利便という角度から、単に郵貯や民間の金融機関のそういう問題ではなくて、地域住民のためのサービスと

いうことで地方自治法施行令を改正された。こういうふうな承知をしておりまして、その点につきましては、非常に高く私といたしましては評価をいたしておる次第でございます。

ただ問題は、今度は郵便局の方、郵政の方とも一つ自治団体の方、それぞれこれが周知徹底なされませんと、郵便局の方だけがわかっておりまして、自治団体は三千三百もある、そしていろいろな機関委任から事務委任、自治体みずからのお仕事もある。そして、これがまだ問題残っておりまして、収納だけでございます。もちろん住民の方は、労働力移動で御転勤もなさいます。ある自治団体でサービスを受けられて、他の団体へ移った場合はこれが受けられないと、こういうことになつても、せっかくの前進した仕組みが末端に浸透しないと問題である、このように思っておりますので、ひとつ両面から、郵政省の貯金局の方からの御指導と、自治省の地方行政局の方からの御指導、あるいはこれは、それぞれ国民年金等々につきましましては厚生省の所管でもございます。したがって、それぞれ省が、自治省を中心としてどのように末端へ、PRをなさっていただけるだろうか、こういう点につきまして、お尋ねをしたいわけでございます。

○政府委員(中村泰三君) 私ども、郵便局のオンラインネットワークが完成しております、いわばこのシステムというのは国民的な財産であろうと、せっかくこういうシステムがあるわけでありまして、できるだけあらゆる送金、決済等のサービスに御活用いただけたら大変利用者の皆さんの利便の向上につながるということで、これまでも努力してまいったわけでありますが、今回自治省を初め関係省庁の御協力によりまして、こういった地方公共団体の公金の収納に関する取り扱いがはつきりできるように位置づけをしていただきますので、早速地方公共団体に、郵便局における公金の収納に関する協議を行うように地方に指導いたしたところでございます。協議が調いまして、郵便局においても収納代理郵便官舎とい

うような位置づけがなされた場合には、窓口揭示をするとか、あるいはチラシとか訪問活動等によりまして、地域の皆さん方に大いに活用していただくように利用の勧奨を図ってまいりたいと考えております。

○説明員(秋本敏文君) 今回の地方自治法施行令の改正におきまして、たゞいま御指摘ございましたように、住民の皆様方の利便の向上をさらに図りますとともに、地方公共団体における公金の収納事務を一層円滑に行うと、そういう趣旨で地方公共団体は郵便局を公金収納事務の取扱機関として指定することができるといふようにいたしましたわけでございます。それぞれ地方公共団体におきましては、地域の実情などに応じながら、また手数料の問題などもあらうかと思ひますけれども、それら諸般の事情を考慮しつつ、この制度を適切に運用していただきますように、通達などによりまして、改正の趣旨を伝えて指導してまいりたいと考えております。

○守住有信君 厚生省関係はいかがでございますか。

○説明員(加納正弘君) 国民健康保険あるいは国民年金の健全な運営のためには保険料の収納確保が極めて重要でございます。このため、これまでにも収納率の向上に努めておるところでございます。その際、口座振替の利用ということも推進してきておるわけでございます。今般の措置も踏まえまして、郵便局における口座振替をも活用しまして、さらに収納率の向上に努めるよう市町村を適切に指導してまいりたいと、こういうふうな考えております。

○守住有信君 私も特に気がつきましたのが国民健康保険、熊本市の実例でございますが、二十一億余は未収である。国民年金につきましては十億ほど未収である。それにはいろいろ原因があると思ひますけれども、一つの問題点として、これは新聞投書があったわけでございますが、前の唐沢大臣のときお話し申し上げましたけれども、郵便局からお年寄りが、福祉国家でございますが、

お年寄りが郵便貯金だけをしておる。それで郵便局に行つてそれを払うとして、離れたところの銀行に行つて払い込みをする、何とかならぬだろうかと、こういうふうな投書がございまして、あれは貯金部長が回答いたしておりまして、本当は熊本市長が回答すべきものじゃないか、私はそう思つたわけでございますが、それから、あれは十月でございまして、厚生省の関係の方、国庫課長さん、大蔵省もお見えたと思ひますが、自治省の方々と御要請を申し上げておつたわけでございます。

したがって、これが施行令の制度改正でございます。自治省だけでなく関係するところが非常に多い。申し上げましたように、国の機関委任事務もございまして、それから事務委任もございまして、自治体みずからの関係もございまして、それぞれにつきまして、政府の方、各省からこれにつきまして十分徹底した御指導を賜りたいし、一方では郵便局、郵政局の方からも積極的に、これら我々の方から積極的にかけていく、こういうことではなからうかと思ひます。

まあ、余談でございますけれども、私は金融の問題、ストックとフローの両面から考える方でございまして、この問題はフローの方の問題でございます。そして郵便振替、現在年間、この前の御回答では四億件近く、最近はどうだんふえておる、こういうことでございまして、こういう点につきまして、さらに御指導の徹底をお願いしたいという点が一つでございます。

それからもう一つ、今後の問題でございますが、これは自治団体から見れば収納だけでございまして、反対に給付という問題があるわけでございます。法人の、各企業と自治団体の契約関係等の支払いはな問題があると思つておりますけれども、住民個人、国民一人一人、これに対しまする納付と同時に、年金等の給付があるわけでございまして、いろいろな種類の。これからの社会福祉国家に向かつて、いろいろな制度に各省庁はお取り組みでございますし、財政当局も同じように考えて

おる状況でございますが、この納付だけでなく、今後の個人に対する給付について、なおまだこれは十分でないわけでございます。これが一点でございます。

それからもう一点は、例えばこのおかげで、公立の学校の授業料は払い込めるようになりまして、ところが、国立の大学の授業料は国庫金というところで、自治団体に対する委任事務でないというところから、これは一つの例でございますが、その他交通反則金等々幾つもございます。住民の方がいかにすれば便利か、これは選択の自由でございますから、近くに銀行があるのもよし、あるいは郵便局があるのもよし、それぞれの住民の便利さの中で御利用になる。それがなぜ国庫金、昔の会計法、日銀、その他の法律を、この間の御質問では、国庫課長おっしゃつておられましたけれども、こういう問題につきましても、したがって自治団体の収納だけでなく給付、しかも個人に対する問題を私は念頭に置いておるわけでございまして、工事代金等々ではございません。そういう個人に対する反対給付、過誤払い等もございまして、そういうものと、今度は国庫金の方、例を申し上げます。国立大学等々、交通反則金等々、そういう個人とかかわり合いのものについて、私は基本的に、この国の会計制度なり国庫金のあり方というのを技術的に見直すべきではないかというふうなところをいたしておりまして、本日は時間もございませんので、あえて御回答を求めません。求めませんが、ひとつそういう視点から、単に郵貯のためだけでなく、いわゆる住民、国民の利便という角度から、本当に地方自治、あるいは住民福祉、あるいは福祉国家、そういう観点から、このサービスを銀行と同じように取り組んでいただくということを要望申し上げておく次第でございます。

それからもう一つでございますが、皆さん方、全部この法案に御賛成でございますので、はしつて申し上げますけれども、この郵便振替という問題につきましては、簡単に申し上げますと、郵

時特別会計とは別で、郵政事業特別会計の一部の
仕事に相なっております。したがって、スト
ックに対しては非常に御関心が強い、現在も問
題意識がございますけれども、このフローの流
れ、資金決済、この関係につきましても私は前か
ら意見を言っておたわけでございます。

それで具体例といたしましては、ここに大森先
生もおられますけれども、職員自身がこの郵便振
替を、あるいは自払いを、給与預入をやらなけれ
ばだめじゃないかというふうなことで、組合の諸
君も十分理解いたしまして、積極的にこの給与
の、郵政職員三十万人の自動払い込みはできま
した。

もう一つございしますのが、我が郵政事業特別会
計でございます。年間七、八千億ぐらいだと思
いますが、これをいろんな関係のところに支払っ
ておりますが、この支払いの方法が従来はどちらか
という、はっきり言って銀行さんの送金手段、こ
ういうことが実態であつたわけでございます。

その後経理部を中心として、この郵便振替を使
う、そして契約の前提条件として郵便振替を使
う、それでお支払いしますよという契約の前提に
置きまして、各業者であれ、いろんな方々との契
約関係が今進捗しておるわけでございますが、
私、気になりますのが、何も出納管理だけではご
ざいませぬ。経理部の会計課長だけではない。各
局には出納員がおります。各局もお金を払って
おるわけでございますし、全国の地方郵政局各部
あるいは貯金事務センター、あるいは特定局等々
もこれを国庫金という形で支払う、郵政事業特別
会計の支出金という形で払っておりますが、それ
の送金手段として郵便振替がどのように使われ
ておるのであるか、あるいはまた、その後の各部
のお取り組みということにつきまして、お聞かせ
いただければ幸いです。

○政府委員(山口武雄君) 御指摘のとおり、郵政
事業の一翼を担う為替貯金事業の中で、自前で便
利な郵便振替の仕組みを持つておるわけござい
ますので、まず随より始めるといふことで、かね

てから先生からもいろいろ御指摘いただきなが
ら、郵政事業の特別会計における物品購入代金の
支払い等に当たりまして郵便振替サービスの普及
拡大を図るという観点から、極力郵便振替によ
りまして支払いを行つておるところでございます。

お尋ねの中では、全国各局でという御質問でござ
いしましたが、ただいまちよつと全国の、何さま
郵便局数が多いものでございしますので、全体の数
値を持合せておりませんが、本省あるいは郵
政局、これは比較的金目の張る契約が多いわけ
でございますけれども、本省、郵政局分代表して
お答え申し上げますと、口座への払い込みによる
支払いのうち、郵便振替が最近では非常にふえて
おります。件数にして七二%を占めております。
今後とも債権者の方々の御理解を得ながら、郵便
振替による支払いを拡大していきたいと考えてお
るところでございます。

○守住有信君 私、契約理論は、御理解を得なが
らというところではなくて、みずから、今大森先生
からお話しありました、勤労者の諸君を中心とし
て、一生懸命になつて働いたのが収入に入つて、
支出をするわけでございますから、こういう契約
は契約のスタートで、もう郵便振替で払いますよ
ということを前提に置いた契約を、隨意契約であ
れ競争契約であれお結びになりまして、そしてこ
の方法で払う、郵便局の払いでございますから、
やっぱり絶対郵便振替を使う、こういう姿勢でい
かないと、私は他省庁法令、官房長のお仕事でも
ございします、貯金局のお仕事でもございします
が、他の省庁のいろんな議論に對しまして、御理解に
對してみずからが主体的に、みずからの世界は絶
對そうしてやつていくという、本當の三事業一体
の姿というものが必ずや私は周辺の各省庁、他省
庁法令の問題にも御認識、理解が出てくるのでは
ないか。その一つの例が、今回の地方行政局にお
ききますところのお取り組みではなかったか。

しかし、まだまだ申し上げましたように、収納
だけでなくて今度は給付という問題もございま
すし、国のいろんな、国立大学と申し上げましたけ

れども、そういう中で矛盾というものも痛感し
ておるわけでございますので、その両面を含めま
して、みずからの世界と同時に、他省庁法令の接
点の問題でございしますので、今後とも積極的に大
臣以下お取り組みいただきますことを切望いたし
まして、終わらせていただきます。

○鶴岡洋君 郵便為替法及び郵便振替法の一部を
改正する法律案について、いろいろ機械化によつ
てこの一部改正が行われるわけでございますけれ
ども、最初にこの一部改正の内容をわかりやす
く、利用者にどういふふうな利便になるのか、ス
ピードアップになるのか、簡単に結構ですから、
ごくわかりやすく説明してもらえますか。

○政府委員(中村泰三君) 具体的なサービス改善
の内容でございします。郵便為替につきましまして
は、従来代金引きかえ郵便物の引きかえ金は普通
為替で送金をしていたわけですが、普通為替です
と、郵便を利用する関係で、三、四日かかってい
たという日数が、電信為替によつて送金できると
いう道を開いたことによつて即日入金ができるこ
ういふようなサービスでありますとか、あるいは
電信為替を受取人にお渡しする方法として、受取
人が窓口に来て現金を受け取るという窓口払いと
いう支払い方法があるわけでございますけれども、
もう受取人が郵便局の窓口まで行くのはちょ
っといろんな事情があつて面倒だと、ひとつ居宅
払いという、家まで現金を届けてもらえないかと
いったような御要請がある場合には、現金をお届
けするといったような方法ができるようにしたい
というのが郵便為替の主なサービス改善の内容で
ございします。

それから、郵便振替の方につきましても、口座
からの払出金を払い渡す方法としまして、受取人
の方に証書を交付いたしまして、その証書を郵便
局の窓口を持ってきたら現金と交換をする
という払い方が原則なのでございしますけれど
も、その場合にも受取人に直接現金をお支払いす
る方法、いわゆる居宅払いといつておりますが、
居宅払いの方法を設けようということが一点と、

それから、払出金を払い渡しが終わつたかどう
か、もうちゃんと届けていただいたかどうかとい
うことを加入者の方が知りたいといったような御
要請にこたへまして、払出金の払い渡し済否とい
いますか、済んでしまふかどうかというのを調査
して回答をいたしたいやうな内容の内容を、
郵便振替の具体的なサービス改善の内容といたし
ておるところでございます。

○鶴岡洋君 もちろんこの一部改正については私
も賛成でございます。今言つたように非常に利用
者にとつて便利にもなり、それからスピードアッ
プもされる、今おっしゃつたやうになるわけであ
れども、それじゃ、こういう方法をなぜ今こ
で法改正をするのか。もつと早くできなかったの
か。何か理由あるんですか。

○政府委員(中村泰三君) 一つは、郵便局一万八
千のオンラインネットワークというものの完成が
おくれたということが一つございします。また、
代金引きかえ郵便物といったやうなもの引きか
え金の送達方法というのは、従来代金引きかえ郵
便物というのは郵便局にとめ置いておきまして、
受取人が出局をして受け取るといったやうなシス
テムになつておりました。それが今度は、代金引
きかえ郵便物も自宅の方に届けをする。その
ときに引きかえ金を外務員の方がいたしてくる
といったやうなこともなつてまいりました。そ
ういったやうな事情等を加味しまして、今回改正
をお願いをいたしておるところでございます。

○鶴岡洋君 それじゃちよつと矛盾するかもしれ
ませんけれども、そうすると、非常に便利になつ
た。これからはまたもつと便利に時代も変わつて
きます。そういうことはどういふことが考えら
れますか、将来の問題として。

○政府委員(中村泰三君) 具体的にどのやうなお
客様のニーズが出てくるかといふことは、にわか
には私どもも思ひつかないわけでございますけれ
ども、今後お客様が日常こつこつ送金決済の手段
を御利用いただいている中で、こつこつサビー
スができないかといったやうなニーズを的確にと

らえまして、また対応してまいりたいというふうに考えております。

○鶴岡洋君 それに関連して、民間の金融機関との関係ですけれども、こうやって便利になり、在宅方式もとれるわけですから、民間の金融機関にとって圧迫をしないかどうか、この辺はどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(中村泰三君) 郵便振替とかあるいは郵便為替のサービスというのは、民間の金融機関にもいわゆる送金小切手による送金であるとか、あるいは振り込みというサービスで同じようなサービスがあるわけですから、基本的には、基本的に言いますと、郵便局で取り扱う金額なり利用者の皆様というのは、まず金額が非常に小さい。銀行の場合は金額がもう圧倒的に、一件当たりの金額が大きいといったような利用者層なり送金の金額の額が違ふといったようなところがございまして、また、居宅払いといったようなものも、一部電信為替等につきましても、もう昭和三十三年から現金をお届けしていたというようにございまして、特に関心を持って民間の金融機関の送金決済手段に対して圧迫を与えるといったような内容のものではないというふうに考えております。

○鶴岡洋君 これは先ほど及川委員ですか、の方から話があったわけですから、法律の改正についても、国会は立法府でございまして、法律の改正について、私も長い間幾つも法律の改正の審議をやったまいりましたけれども、私の感じるのには、いわゆる政省令でやった方がいいんじゃないかという部分も本法の中に明記されている。本法の中に明記しなくても、政省令で済むんじゃないかというようにのが逆に本法にきちっと明記されていると、こういうのが非常に私のような感じがするわけですね。今回のこの法律改正も、このような問題は、私は政省令にゆだねておいた方がいいんじゃないかと、こういうふうに思いますし、その方がサービスの改善が速やかに行けるし、また利用

者にとってもそれがプラスになると、こういうふうに思うのですけれども、先ほどあったように法律の見直しですね、こういう点について、大臣どういうふうに感じられますか。

○国務大臣(中山正曜君) 私が感じますのに、長い明治四十年以来の伝統の事業でございまして、民間の金融機関には預金という言葉を使わせて、郵便だけは貯金という言葉を使つたというところに、私は何かそのころの格式の違いみたいなものがあるように思っています。それだけに、国家が責任を負う事業であるだけに、いろいろな法体系の中で、がっちり私は骨組みをつくつてきた。それが今サービスでお客様と、この郵政省の皆さんがお客様という言葉をされるように、サービスが大変民間と競合するようになってきた時代になりましたら、もう先生方の、むしろ省令でやたらどろろかという、その御親切ないろいろな御配慮にすがりまして、これからはひとつでできるだけ簡素に、省令でできる部分は省令でできるような方向に向かつていろいろ御指導をいただきたいと、そんな感覚で先生方の御質問を伺っております。

○鶴岡洋君 郵便為替には普通為替と電信為替及び定額小為替、この三種類があるわけですから、この三種類とも近年口数も、また取り扱い金額も非常に増加していると、こういうふう聞いています。その状況はいかかでございますか。

○政府委員(中村泰三君) 郵便為替の六十一年度の取り扱い状況を申し上げますと、普通為替で三百九十万件、金額にして千四百六十八億円、それから電信為替は四百七十二万件で四千九百九十六億の取り扱いとなっております。それから定額小為替は千六百万件ということでございまして、これは金額は非常に小さいものですから、金額で見ますと百一十億円というふうなことでございまして、総計で取り扱い件数は二千四百六十二万件、金額にいたしまして六千五百七十四億円という取り扱いになっております。

○鶴岡洋君 先ほどちょっと局長からお話ありましたけれども、他の金融機関から比べると、オンライン制度が、システムが約十年おくれたと、こういうお話で、その結果こういうような法改正がおくれたとかという、こういう意味の話がありましたけれども、このオンラインシステムが十年おくれたというのは、これは何か特別な理由があるんですか。まあサボつたわけじゃないでしょうけれども。

○政府委員(中村泰三君) 民間の金融機関におきましては、昭和四十年にいわゆる第一次のオンラインといいますが、預金とか為替のオンライン化が実施されたわけでありまして、郵便貯金の場合には五十三年の八月からオンラインを開始したところでございます。郵便局は店舗数が非常に多いものでございまして、また全国に散在をしております関係上、システムを構築するといひまして、大変大規模なシステムになりますから、それだけにこのシステムの信頼性、安全性をしっかりと事前に慎重な検討をしないとならなかつたというふうなことが、このオンラインのスタートでおくれた理由でございまして。しかし、現在民間の方では、昭和四十九年末から第二次オンラインというところで全店、全科目のオンライン化がスタートをして、現在は第三次のオンラインシステムが稼働しているというふうな状況でございまして、私どももこの六十三年の三月から新しい、新システムの運用を開始いたしております。郵便貯金のオンラインサービスも内容におきましては民間と比べて遜色のないものとなっておりますというふうに考えております。

○鶴岡洋君 あと二点だけお伺いします。大臣にお伺いしたいんですけれども、オンラインの全国ネットが完成したことに関連して、金融機関のいわゆるCD、ATMの設置状況を見てみますと、郵便局の設置店の率といひますか、それは六十二年三月末の時点で三四・三%、他の金融機関の設置状況を見ますと、都市銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫等いずれも大体九〇%以上の設置店率になっているわけですね。四月二日のある新聞によると、「六十六年度末で一萬五千台

の設置を目指す」とありまして、これでも六九・五%になるわけですね。まだほかの金融機関から見ると少ないようですね。この点はどのようにうに大臣考えておられますか。

○政府委員(中村泰三君) 現在、カード利用が非常に進んでいるとか、あるいは土曜閉庁等の実施が進んでいるといったようなことから、ATMとかCDのサービスに期待するニーズが大変高まっているというふうに私も考えております。郵便局のATM、CDの設置率率というものは、ことしの三月末で、先生御指摘のとおり三四・三%といった程度でございまして、私どももこういった時代の要請にこたえるために今後増設に積極的に努めてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(中山正曜君) 先ほどの局長の答弁の中にもありますように、一萬九千ばかりのネットワークをつくるという大変大きな作業が必要なわけですから、この中で見てみましても農協さんの方が五三・七%という、農協も全国組織で、そのネットワークをつくり上げる御苦労をなさつておるようでございますが、郵便局のそういうネットワークも早急にひとつつくり上げなければならぬというところでございまして、津々浦々その組織化に手間取つたためではないかと思ひます。今後ますます努力をいたすことをお誓いしたいと思います。

○鶴岡洋君 最後に、設置店率もふやす、それから利用時間も延長する、こういうことでございまして、けれども、それに関連して、これは余計な心配かもしれませんが、ATM、CDの設置台数の増加、特に店舗外のATM、六十六年末には二百台と、こういうふうに出ているんですけれども、そういうふうになると、金融犯罪が最近ふえていますけれども、この点はそれこそ余計な心配だと思ひますけれども、その体制、犯罪に対する防犯体制ですか、この点は大丈夫だと思ひますけれども、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(中村泰三君) カード社会が到来しますと、カードの盗難とか悪用による新しい金融犯

罪というのがふえてきていることは確かでございます。しかも、カードに暗証番号が入っているといったようなものと、暗証の解説も簡単にできるというような驚くべき犯罪もあらわれているようなことでございまして、私ももういつたカード社会に向けて、より安全性を高める、信頼性を高めていくための施策というものを検討して、できるだけそういった不測のトラブルが起きないように検討を続けるところでございます。

○鶴岡洋君 私が開いたのは、もちろんカードの犯罪もあるでしょうけれども、店舗外です、ATMの。店舗外のいわゆる設置率をふやす、二百台にするということですが、店舗外の場合なんかどういった防犯体制というんですか、どういう体制を具体的に考えているか、その点をお聞きしたかったんです。

○政府委員(中村泰三君) 今のところまだ店舗外設置台数というのは八十カ所ぐらいでございまして、それぞれ店舗外のATMなりCDの管理局を決めておまして、そこからトラブルがあるとかというようになことにございましては十分検討ができるように措置をいたしております。

○鶴岡洋君 終わります。

○山中都子君 私どもは今回の法改正そのものについては、利用者のサービスの向上につながるものでありまして賛成できると思っておりますけれども、問題が一つありますので、ぜひこの機会に郵政省において解決、改善のために努力をしていただきたいということで提起をいたします。

この居宅払い自体が改善であります、関連するサービス上、今大変大きな問題があるんです。それは住宅地帯を抱えている郵便局で、受領確認を必要とする為替あるいは書留、そういうもののサービスが低下して、異常とも言える状況が生み出されているところがあります。これは労働者自身からの訴えもありますし、それからまた、利用者からの何とか解決してほしいという訴えもありますので、この点で私は申し上げるわけ

であります。もちろん不在の家庭が多いということも一つの大きな要因なんですけれども、それだけでなくて、郵便合理化によりましていわゆる要員削減、一度配達あるいは下請化、配達区画の拡大などによるものも大変大きな要素を占めていると私は考えます。

具体的な例をきょう挙げますのは練馬郵便局です。練馬郵便局の場合に五年前と比較いたしますと、人口は二十八万から三十一万、練馬郵便局の管轄する地域です。世帯数にいたしますと、十一万から十二万四千。それから通数にいたしますと、十万人から十六万七千人にふえています。まさに配達物数は一・六倍になっていますけれども、局の定員は逆に減っているのが現状です。集配が百七十七人から百六十三人に減っています。これは、例えば最近私が見ました郵政タイムズにも、「あの局この局」という欄で練馬郵便局が取り上げられていて、ここでの五年間で郵便の配達物数が一・六倍にもなっているということが書かれてもいますし、そして、この記事自体、練馬の郵便局長に対していろいろ話を聞いたということになっていて、当然当局としては承知の上のことであるというふうに考えられます。

そこでお伺いいたしますが、練馬郵便局で、不在通知書を差し入れて郵便局で保管している郵便物、これがどのくらいあるというふうに把握しておられるか。これは局内では業務用語というのか、マルツというふうに言っているようですけれども、そうした郵便物はどのくらいになっているか、お知らせいただきたいと思っております。

○政府委員(田代功君) 練馬の郵便局の不在の持ち戻り物数、時期によりまして多い少ないいろいろございしますが、最近の、ことしの三月の時点で調査結果によりますと、持ち出します物数が書留で約三千七百通、このうち平均七百九十通を持ち戻っている。毎日の数として、一日平均で、これはまた再配達したり、あるいは十日間いろいろの手当てをしてだめなときには返しますもので、その七百九十通がまた毎日毎日減ってきてまして、

また翌日七百九十通出てきますので、持ち戻る数は七百九十通ですが、その郵便局の中に常時滞留していると思えますか、ストックとして配達できない状態で私どもが把握している数は約二千通と聞いております。

○山中都子君 労働組合の調査でも二千通から三千通という、そういうかなり大きな数字の通数が滞留していると。一日の配達総数に匹敵するということですから、取りにいらつしやいという通数によって来る人が、一日二百人から三百人の人が局に取りに来る。それで、小包は三十人から五十人。そういう業務のために、その上にさらに通常やあるいはその他の差出人も来るので、一日じゅう窓口には列をつくる状況になって、大変な混乱状態が生まれてきているというのが具体的に練馬郵便局で、私も実際に調べてまいりました。これは練馬郵便局だけじゃないですよ。ほかにもこうした共通する住宅地帯、とりわけ、練馬郵便局の場合には光が丘団地がつくられたという、そういう条件があるんですけれども、同じような条件のところで、あるいは東京都内だけではなく、柏なんかも最近大変ひどい状況になっていまして、柏なんかも今後そうした問題が起きる可能性が大いにある、そういう状況を抱えているところがたくさんある。私はやはり今のうちに重大視して解決をしてほしいというふうに思っています。

二、百人から三百人の人がこうしたいわゆる窓口処理にはどのくらいの口数というのでしょうか、かかるというふうに郵政局では計算をしておられますか。

○政府委員(田代功君) 具体的な定員算定の数式自体、私詳細に承知しているわけではございませんが、各郵便局にそれぞれ忙しい時間、忙しくない時間、いろいろございまして。その取扱物数などを見ながら必要な人員を配置しております。例えば、具体的に練馬で申しますと、ピーク時には窓口二人座らせただけに、こういった持ち戻りの郵便物を受け取りに来るお客さんの対応に別に二人を充てているというようなことは承知しております。

○山中都子君 郵務局長がこういう業務に対して、どういふふう実際に人数が計算されるのかというのを承知していないとおっしゃるの、大変急慢というか誠意がないというのか、そういう御答弁だとして受け取れません。私は事前にそのことを要求しておきました。

いずれにしても、込みでもってあなた方は十分それで対応できる人数を配置している、というふうな御答弁になるわけですけれども、一週間あわせてもう一つお伺いしますけれども、一週間を経過したものに再度不在通知を発行するわけですね。その場合に、不在通知を書くこと自体、私何回もそのはがきだいていますからよくわかってはいますけれども、こんな細かい字でいっぱい入るんことを書いてあって、印刷されて、そこに書き込むわけでしょう。あれ書く方だけだつて大変ですよ、読むのも大変だけれど。だから、それを何百通も毎日書くわけでしょう。一週間たつた分をどんどんどんまた仕事として書くんですけれど、そういうものがやはり一日に二百から三百あると私どもの調査で判明しておりますけれども、そのことの数字とあわせて、それからそのためにどのくらいのやはり人手が必要とされるのか、お聞かせをいただきたい。

○政府委員(田代功君) 再度通知を出す作業も現実にはいたしております。しかしながら、郵便局における定員の配置というのはそのために幾らという、計算はいろいろいたしますけれども、実際には今定員百六十三人、あるいは内務を入れますと二百何人でしたかの定員を配置しておりますが、この定員全体の中で、今言った必要な作業に必要な定員を配置している、こういう考え方でありまして。

○山中都子君 そうすると、このいわゆる局長のお話によると、持ち戻り郵便物というふうに言っておられるようですけれども、これの作業につい

てどのくらいの方が必要だという計算をなさる御意思もないし、していられしやらないようですけれども、そういうことなんでしょうか。つまり、全体としてどうだとおっしゃるけれども、全体として練馬郵便局の場合には計算した結果、現在百六十三人というふうな私申し上げて、今局長も百六十三人とおっしゃったから、現在の定員数が百六十三人なわけでしょう。そうしたら、すべての仕事を全部計算した上で、合計すると百六十三人で足りるんだという計算をしていられしやらないということだと思ふので、積み上げて計算していられしやると、当然そうだと思いますから、全体で足りるというのをあなた方がおっしゃるその根拠になつて、今この持ち戻りの郵便物の扱いです、それについてどういふ計算がされているんですか。そこだけでも聞かせてください。この分については何人分の仕事があるんだと計算しているか。それではかにそれ何人分というふうに出るから、合計して百六十三人で足りるんだと、こういう計算をなさっているんだと思うんですけれども、今の御答弁によればね、そこそころはどうですか。

○政府委員(田代功君) ちょっと言葉が足りませんでしたけれども、この不在持ち戻りの郵便の処理だけのために何人という置き方ではございませんで、その郵便局の日常取り扱います郵便物全体の数から見まして何人という計算をいたしております。ですから、郵便局によって、不在持ち戻りの数が多かったり少なかったりの事情はあるかと思ひますが、トータルとしては郵便物数なり配達箇所数なり、そういったものを根拠にしてそれぞれの郵便局の定員をはじいております。

○山中都子君 それでしたら、持ち戻りの多い郵便局は当然のことながら割合うわけですね。そういうことがあるということですね。

○政府委員(田代功君) 理論的にはそういうことがあろうかと思ひますが……

○山中都子君 いや、理論的じゃないです。實際の話よ。

○政府委員(田代功君) 申しわけございません。ただ、郵便局の仕事というのは大変いろんな仕事が入り組んでおりますし、それから一日をとりましてもいろんな形態がございますので、ある場合には非常に割合う、ある場合には楽をする、そういうものがあるという積み重なっているところかと思ひます。したがって、今単純にいろいろな指数をもとにして計算しまして配置いたしました人員で、うまくいかないときにはそれなりのまた実態調査をしたり、どこかに何かおかしなところがないかと、そういった調査をしながら必要な調整をしたり、あるいは今定員はなかなかふやせんので、必要なアルバイトを手当てしたり、こういうことをいたしております。

○山中都子君 今定員論争をしている時間がないのが残念でありますけれども、いざにしても持ち戻りの郵便物数がほかの平均値から割り出しても特別に多いという状況の郵便局では、定員自体が問題があるという前提に立ちつづも、よそよりも大変仕事が多くなつてくるというところは、今の言葉でもはつきりしてきたと思うのですが、どういふ状況になつていくかというところは、あなた方はもう少し勉強なさつていただきたいと思ひます。

その本場の一つの助でありますけれども、私も練馬郵便局の持ち戻り郵便物を取りに来る人々の状況を写真に撮つてまいりましたので、まずこれを見ていただきたい。

委員長にお願いですが、ちょっと数葉の写真を大臣並びに政府委員にお示ししたいと思ひます。お許しただけですか。

○委員長(上野雄文君) どうぞ。

○山中都子君 それで、それをちょっと見ていただきたいのですけれども、実際問題として、この処理自体はおっしゃつたように、いろいろ複雑な手続とかそういうものがあるから、かなりベテランの業務に精通した職員でないといつぱり当たれないんですよ。そういうことで、アルバイトの人たちを雇つても簡単にはできない業務だということ

とは私が申し上げるまでもないと思ひます。それで窓口担当は全員もちろんですけれども、書留係から区分け係もこのいわゆるマルツ郵便物、これの処理に引つ張り出されて、管理職もみんな、局長もその仕事に当たらないような状況、労働者からも不満が出るし、それをさらになつていただくとわかるんですけれども、それはもう毎日のように、そうやって大勢の人が並んでいるんですよ。

それで、もう大変な抗議が行われるという状況です。だから、当然そうすると、ほかの本来業務にも支障が出てくるという事態が生まれてきます。さらにこの問題に関して苦情の電話というものが、電話の問い合わせがあります。そうすると、大勢の人が並んでいるところで電話に出るわけにいかないから、電話がリンリン鳴っているけれども、電話に出ることもできない。出るとお客さんから、こっちの方が先に並んでいるのになかなか怒られたり、あるいは出ないでいると、何で電話に出ないのかといつて怒られたり、とにかくそういう状況が続いているわけですね。それで、いろんなほかの仕事をしていたり、ほかにいる人たちにもどうして手伝わないのかといつて怒られたり、それから局長をこへ連れてこいといつて怒られたり、どなられたり、隣の区役所から人間連れてきて手伝わせろというふうな要求が出たり、そういう事態が連日続いて慢性化しているんですね。こんなことは局長がよく知っておられることなんでしょう。

そういうことを解決しなきゃならないと私はやはりどうしようも思ふんですけれども、郵政省の資料でも、お尋ねいたしました結果、六十局を対象にした調査だということでお示しをいただきましたが、この中で、いわゆるマルツは九千九百二十通、約一万の持ち戻り文書があると、六十の局を対象にしてですよ。ところが、先ほどのお話もありましたけれども、二千から三千練馬局はあるんですよ。そういうことと比較してみても、いかにこの練馬局が特別に持ち戻り郵便物が多い局か

ということがおわかりになると思うんですけれども、そういう点でも、先ほど局長が御答弁になつた、理論的にはとおっしゃるけれども、その理論的にあり得るというところは、現実にもだからこのようにしてあり得ることになるではないかということをお私はいく度確認をしたんです。あなたの考えを、認識を伺いたいと思ひます。

○政府委員(田代功君) 最近、不在持ち戻りがふえていることも事実でございます。また、そのために郵便局でも大変手間がかかる、そしてお客さんにも場合によつては迷惑をかける、こういったことが起こっていることも事実でございます。したがって、私もなるべく不在持ち戻りが少なくなるような手当てもしなきゃいけません、いざにしても一たん持ち戻つたものについて、できるだけお客さんに迷惑をかけないようないろいろな手当ては講じなければいけない、かように考えております。

○山中都子君 いろんな手当てを講じなきゃいけないと言つけれども、具体的にどういふことを考えていらつしやいますの。はつきりしているんですよ、問題は。物数はふえる。対象とする住民の数はふえる。世帯数はふえるでしよう。そして要員は減るでしよう。人数が足りないということに尽きるんですよ。あなた方がいつも郵政事業の問題でとにかくおっしゃることは、郵政事業は人間の手による事業だと、そういうことで人間の労働力がいかに大事かということをおっしゃるけれども、どういふ手当てをお考えになつていらっしゃるんですか。

○政府委員(田代功君) おっしゃるとおり全国的に見ましても、例えばここ二十年、三十年をとりましても、郵便物は二倍、三倍になつておつて、職員はむしろ減つております。そういう中で、ふえ続ける郵便を処理するというのが私どもの役目だろと思つておりますので、いろんな観点からの手当ては講じておりますが、一般論で申し上げると、効率化を推し進め、機械化を推し進めるといふようなことを考えております。

○山中都子君 さつき六十局を対象にしてあなたの方で数字を下しました。これが九千九百二十通ですね。それが練馬局一局で二千通から三千通あるというところはあなたも認めになっているんだから、一般論じゃなくて手当てをする、つまり人をふやす、専任者を置くというお考えはないんですか。どうしてそれが出せないんですか。

○政府委員(田代功君) 私どもちよと資料の説明がまずかったかと思いますが、今申されました九千九百、約一万の数字というのは、私が先ほど申し上げました八百に対応するものでございます。したがって、一万分の二千がこの練馬にあるという数字じゃございません。

○山中都子君 それは違ふんです。実際問題として、あなたの方の郵便局の資料によっても、二千ないし三千という局が明確になっているんです、数字が。余り時間を使うわけにいかないんですけれども、今私が申し上げているのは、そういう状態に今なっているその扱い、持ち戻りの郵便物の扱いに人を専任者として置くなどの措置をとって、その写真で見たいだいてわかるように、そういう状況が連日出ているという状態を改善していくというお気持ちというか、積極的な姿勢をお持ちいただきたいということを今私は申し上げている。

そして、この事態になる要因の一つは、五十九年二月の一度配達化になって、それで受け持ち区域の拡大によって、以前は二度訪問していたのが今度は一度の訪問で不在通知を出すという、今そうなっています。そのことがやはり大きな原因になっているんですね。時期的にいってもそこらうんとふえてきたということははっきりして、あなたの方もお認めになると思うんです。二度訪問するということは、一度訪問していないという不在の確率を、それこそ理論的に言えば半分に減らすか、半分近くに減らすことができることになりませんか。つまり、たまたま行ったら留守だった、もう一回行けばいる可能性があるわけですね。そういう可能性がうんと

ふえるにもかかわらず、一度訪問にしましたから、一度配達にしましたから、非常に不在通知を出す物数が、件数がふえたということなんです。それは時期から見て明らかだし、そのことははっきりしているというふうに思うんです。その点はいかがですか。

○政府委員(田代功君) 一般の住宅地の二度配達していたものを一度配達にいたしましたのは、もう先生御承知のとおり、郵便事業をこれから効率的に続けていくためにはやむを得ないということとで五十九年に踏み切ったものでございます。一度配達にしましたためにただけ不在持ち戻りがふえたかという資料の持ち合わせはございませんが、確かにふえていることは事実だと思います。それだけの数字かは別として、ふえていることは事実だと思います。

○山中都子君 それでは、実際にもう配達区域が拡大されているから、たくさんものをあれしなきゃいけないでしょう。だから、ピンポイントで鳴らして、それで例えばどこかにいらして、ああ、だれか来たなと思って出てみたら、もう不在通知が入っているというところだとして、実際に経験する方がたくさんいらして、それでこの練馬郵便局の場合も、自分はいったんだけれども、何で不在通知を置いてさっさと行っちゃうのかと行って、非常に意見を持って窓口へいらっしゃる。そういう方たちがふえれば、とにかく一言も二言も三言も言っていくわけでしょう、ただ判を押して郵便物をもらっていくだけじゃなくってね。だから余計時間がかかるわけですよ。それでずっと並んでいるわけでしょう。だから、このことをやはりぜひ解決をしていただきたい。それは利用者にしてみれば、特別な料金払って、それで出したつもりだったりするわけですからね。だから、そういう郵便物だという認識がありますから、当然のことながら、そういう上に立って改善をするべきだというふうに思っております。

それで、ぜひ今御認識いただいているように、私たちはそういう点で、一度配達の問題も見直す

ということ、それからその持ち戻り郵便物についての専任の係の人を置くということ、最低でも一人それに置いて、それで対応するということがどううし必要だ、そういう状況に今、現実練馬郵便局の実態は至つていっていることを申し上げました。ぜひそういう方向で積極的に取り組んで問題解決を早からしめていただくよう、郵政大臣に御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(田代功君) 配達度数を二度から一度にしたことにつきましては、いろいろ御議論はあろうかと思いますが、これは私も現時点で郵便事業を健全に維持していくためには必要なことだと思っておりますので、これはしばらくこの一度配達については続けさせていただきたいと思っております。つまり、二度に全国的に戻すというのは当面考えておりません。

それから、窓口の混雑対策として、専任の持ち戻りのためだけに人を置くということも、これは練馬だけを考えますと、あるいは一人や二人の増員は可能かもしれませんが、私も練馬だけよくすればいいというもののじゃございませんで、こういった窓口のお客さんが混んできている状況はどの局も同じでございます。そういう意味で、ほかの局で、この練馬ほどの混雑がなくてできているところもございまして、練馬についてだけなぞ混雑がひどいのか、本当にこの持ち戻りがここだけ多いのか、あるいは仕事の例えばレアウトですとか、あるいはその勤務時間の設定の仕方ですとか、いろんな角度からの検討をさせていただきたいと、かように思います。

○国務大臣(中山正輝君) 今局長から御答弁申し上げましたように、私も内部でいろいろ検討しながら善処をまいりたいと、かように思っております。

○山中都子君 局長ね、ちよと何かその辺からちよこちよこどなたか出てきて耳打ちされると妙なことをおっしゃるんだけれども、じゃ、どこですか。練馬郵便局と同じように、あるいはそれ以上に持ち戻り物数が多い郵便局で、そういう混

乱が起きていない郵便局というのはどこですか。ちゃんと物数も示して言ってください。

○政府委員(田代功君) いろいろ数字は持っておりますが、この一日八百程度の持ち戻り、あるいは窓口でお客様に渡す郵便物の数が二百程度という局は、都内の局では非常に多いでございます。多数の局がこの程度の処理をいたしております。

○山中都子君 そういうことを言っているわけではない。どこですかと私は聞いています。だから、実際の物数も提起して、練馬との比較で数字をおっしゃってくださいよ、そういうふうに言うんだつたら。

○政府委員(田代功君) ほかの局が全く問題ないわけではございませんが、この局に一人ふやすかどうかという問題は、この局だけの問題ではございませんで、似たような物数で、似たようなお客様の数を相手にしている窓口はいっぱいございます。そういった中で、ほかの局でうまいこと採用しなければいけない、そういうことも考えられると思っております。

○山中都子君 うまいことしているのであればとおっしゃったけれども、さつきはうまいことしているところもあるとおっしゃったのよ。だったら示してくださいと言います。そういうひきょうな言い方をすべきじゃないです。私は今写真もお示ししたでしょう。そして実際に労働者の声も、局長だっていつも窓口へ出て、てんやわんやしているのよ。その練馬郵便局の局員を、そこで一生懸命働いている人をおとしめるようなことを郵政省の幹部がこの国会の委員会ですべていいんですか。証拠もないのに、ほかの郵便局じゃうまいことしているのに、練馬郵便局がうまいことやってないのは何か問題があるみたいなことを何でおっしゃるの、あなた。だったらちゃんと数字を示して、ほかのこの郵便局では、練馬郵便局は幾つだけれども、この郵便局では幾つで、それでちゃんとやっているじゃないかと、ちゃんとお示しなさいよ。できないんですよ。あればみない仮定の

ことで言い逃れしようというんだつたら、最初からそういうつまらないことを言うべきじゃないんです。ちゃんと明確に、後でいいですから報告を出してください。ちゃんと物数を示して、どこの郵便局が練馬郵便局よりも滞留が多くて、そして人数はこうで、そしてちゃんとやっているというのを示してください、いいですね。それでなかったら、今の取り消してください。

お伺いいたしますけれども、こういう事態があるから、当然私は光が丘団地に何らかの新たな局舎の設置の必要があるというふうに郵政局はお考えだと思えます。そして、練馬北郵便局をつくるというお話もありますけれども、土地が確保されていて、そうした建設計画がおりなのかどうか、その辺をお聞かせいただきたい。

○政府委員(田代功君) 現在の練馬郵便局が抱えております配達区域の人口が非常にふえてきましたので、将来ここを二つに分けたいということと土地の物色をしておりますが、光が丘団地のあたりに国有地があるということで、現在関東財務局との間で、郵便局用地として必要なものを分けてもらいたいという折衝をしております。大体分けてもらえそうなどころまでできましたので、六十四年度以降予算措置をしたいと、このように考えております。

○山中都子君 建設計画をもうちょっとわかる範囲で伺わせてください。

○政府委員(田代功君) 六十四年度予算に土地の取得費を計上することになりますので、大体六十六年度いっぱい完成までにはかかるかと。場合によっては六十七年度にかかるかというところがございます。

○山中都子君 そういふ計画があるということとは、必要があるからという計画があるんでしょう。だから、私は何回もさっきから言っているように、そういうことを事実にもとらえて、現実の姿なんだから、あなた方だってそのためにそういうふうに計画をして、土地も取得しよう、そして郵便局もつこう、そういう状況が光が丘団地の増

設に伴う練馬郵便局のサービス上の問題としてあるんです。

私は最初に申し上げたように、何も練馬郵便局だけだと言っているわけじゃないですよ。だけれども、ここに今典型的にあらわれているんです。だからあなた方は、先ほど私が申し上げましたように、一生懸命そういうもう本当に忙しい状況の中で働いている職員の人たちを、そういうふうに敵視するようなことをおっしゃるべきじゃない。そのところは取り消してください。いいですね、局長。

○政府委員(田代功君) 舌足らずで大変失礼いたしました。決して現場の職員を侮辱するようなつもりで申し上げたわけではございません。もう現場が大変、それこそ死ぬ思いで仕事をしているというところは十分承知の上でございます。

○山中都子君 終わります。

○橋本孝一郎君 あらかじめ質問通告出てありましたが、ほとんどダブっておりますので、省略をして時間を短縮したいと思っております。

【委員長退席、理事大森昭君着席】

ただ、その前に一点申し上げておきたいのは、先ほど及川委員も最後の意見で申されましたように、私もこの法改正を見まして、素人から見てもこんなものをなぜこれ書かなきゃならぬのかと思うくらいに思っただけですが、これは現在の法律がそうなるから仕方ないと思うんですけれども、これからの総合機械化とか、あるいはM E化とか、あるいは交通体系の進歩によって、当然もろいところも進歩してきかぬ問題が多々あると思えます。そういう点を洗って、ただの省令ぐらいでできるものは省令でやるようにしておかないと、これからの競争の中では大変だと思えます。

ただ、そこに働く従業員にしても、いろいろな問題もあるようにお聞きしておりますし、むしろ、それにもっと人事管理といましようか、教育を含めて、これは官業ですから民間のようにはいきまされけれども、例えば職種そのものにして

も、一つの職種に最初について一生そのままでおるといふような職種も随分あるようでございますが、その事は是非別にしても、やはりもっと総合性を持たして教育そのもの、そして効率的に事務をやっていくというふうな、官業であるといえども非常に競争相手の多い産業を扱っておるわけでありまして、そういう面での僕は改革は当然だと思っております。その一点だけ質問したいと思います。

それで質問の一点ですけれども、「ゆうゆうローン」というのは昭和四十八年から実施されておるわけでありまして、これと異なる郵便貯金のカードローンという構想があったようでありまして、これがどのような理由で認められなかったのか、今後こういった問題に対してどのような構想をお持ちか、その一点だけ質問したいと思います。

○政府委員(中村泰三君) 郵便貯金カードローンにつきましては、六十三年度の予算の重要施策として私も要求をしたわけでありまして、これはやはり金融サービスの中でも預金者がカードを利用することによりまして手軽にローンが組めるというふうなことで、一時の家計の利便を間に合わせるというふうなことで大変利用が高まっております。そういった大げさに言えばカード社会が到来しつつある情勢の中で、郵便貯金の利用者につきましてもそういった利便が享受できるようにすべきじゃなからうかというふうなことで、私も要求をしたわけでありまして、大蔵省との間で意見が整わなかった最大の問題は、国営事業がこういった与信サービスを行うのは郵貯の性格からいって適当ではないのではないかという意見が非常に強くございまして、そのために実現を見るに至らなかったというところでございます。

【理事大森昭君退席、委員長着席】

私もやはり与信業務であるといえども、いわばサラ金のような全然違ったもので、信用のない者でも手軽に借りるということじゃなしに、郵便貯金を一定の期間定期的に、例えば給与預入をして

いるとか、あるいは公共料金の自動払い込みを継続して御利用いただいておりますとか、そういった郵便貯金の継続的な利用者であるといったようなこととか、あるいは年齢を二十歳以上にするとか、そういったものに加えて、他の保証機関の保証が得られる者、いわゆるブラックリストに載るような方はこれは御利用できませんといったような、ダブルチェックをかけた上でそういうカードというふうなものを利用できれば非常に債権確保の面からいって安全でございまして、また、郵貯の利用者にとりましては、いわば「ゆうゆうローン」と同じように附帯的な業務といったような位置づけのサービスでありますから、ぜひ今後この内容等につきまして検討を加えまして、実現方努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○平野清君 まず国債の窓口販売についてお尋ねをしたいと思いますけれども、郵便局、特に特定郵便局というのは、地域住民と非常に局長さんや局員の方と信頼関係で成り立っていると思うんです。特に新興住宅街は別として、田舎の町へ行けば、局長さんが町を歩いていけば、あの方が郵便局長さんだということが大概わかるぐらいの町の人と密接な関係があると思えます。今回、郵便局の窓口で国債を販売するに当たって、局長さんの顔といえども、今までの信頼関係の中から国債が販売されると思えますけれども、どうしてもその局に割り当てられた額を消化しようと思えば、どうしても局長さんは、あちこち今までの簡保・年金のお得意さんを歩いて消化しなきゃいけないんじゃないかというふうな素人的に考えるわけなんです。今まで局長さんから勧められたもので、まず損をした商品というものは余りなかったと思えます。今回の国債販売に当たって、金利の額がそう期待できない今日、国債を局長さんから頼まれて買ったという苦情が出ないとは限らないと思うんです。そういう意味で、国債販売に当たる郵政省としての局長さんへの指導とか局員への訓練と

か、そういうことはどういうふうになされているのかをちょっと伺いたいんです。

○政府委員(中村泰三君) 郵便局で郵便貯金のいろいろな種類を販売するのと同じで、国債というものは有価証券でございまして、例えば十年間、満期いっぱい保有されれば確定利付の利率を受け取ることができまうけれども、途中で換金したいとか、急な入用で時価で買上げてもいいといったか言え、そのときの相場によって変動をいたしております。場合によれば大變な損をされる場合だってこれは考えられるわけでありまして、したがって、国債をお買いになるお客様に不測の事態が起こったんでは困るわけございまして、購入される資金の性格に合わせまして無理のないようにお勧めをしていかなうかならないという面で、局長さんを始め職員の方々に昨年の七月以降のことし三月までいろいろな機会を設けて、国債販売制度の仕組みであるとか、あるいは販売方法、取り扱い手続というふうなものにつきまして、何回も必要な訓練を実施いたして、ところどころでございます。したがって、四月から初めて売るといふことでありますけれども、先生の御心配のないように今後ともそういった意味での訓練を継続して、お客様あるいは売る職員、特定郵便局長さんに負担のかからないような形で訓練、研修等を実施していきたいというふうなことを考えております。

○平野清君 例は悪いと思うんですが、戦時国債のこともあるわけで、そういうことがないように販売に当たってぜひ教育を徹底していただきたいと思ひます。

一方、一兆円の国債を売るといふことになつて、万が一売れなかった場合は、郵政省が自主運用の資金で当然買い戻されると聞いているわけですね。その分だけ、せつかく大蔵省と百年戦争をやつてから取った自主運用の資金の枠がそれだけ狭まつてしまふわけですね。そうしますと、自主運用の機動性というものが非常に損なわれるように思われるんです。それとも償還期間が来ないうち

に郵政省としては手持ちの余計な国債は売却してしまふというところも考えられるんでしょうか。

○政府委員(中村泰三君) 国債販売の一兆円につきましては、少なくとも現状で考えられます最近の金融情勢、あるいは金利の動向等を見ましても、それほど私もとすれば売れ残ることはないであらうというふうな考えをしておりますが、万一そういう募集の残高が出ますと、おっしゃるよう自由化対策資金でこれを引き受けることになるわけでありまして、自由化対策資金で国債を保有する場合は、私も原則的には長期保有ということであらうけれども、場合によりまして、いろいろな市場に手放すことによつて資金運用のメリットが高まる時期等におきまして、若干の売却といったようなこともこれは考えていかなうかならないかなというふうな思ひをしております。

○平野清君 先ほども出ましたけれども、国債口座を新設されるということではいろいろ御答弁もあつた。局長さんの方から、民間も既にやつてゐるんで、特別な新しい商品として民間を圧迫するようなものじゃないというふうな御答弁があつたように聞きました。そうなりますと、各社が三段なり四段なりで扱っているということになりますと、何か新聞記者に対するレクの方角が違つたのか、それとも新聞記者の四段、三段の判断が正しかったのか、ちょっと私にはわからなくなつちやうんで、もう一度そこを御答弁いただけますか。

○政府委員(中村泰三君) 新聞記者に対しては私も私もレクチャーをしたわけではございませんで、国債の販売に当たりましたは、そういう組み合わせの商品の発売ということも内々検討はいたしておりますけれども、それがいわば予測記事として大きく扱われたということが実情でございまして、私も内容的には、そういう民間から本当に反響を受けるというんですか、民間を非常に圧迫するといふ内容ではないという点につきまして、るる御説明もしていかなうかならないと思ひます。

うふうに思ひますが、まだ大蔵との間で理解を得られるところまでに至っていないというのが現状でございまして。

○平野清君 じゃ次に、金利の自由化についてお尋ねをしたいんですけれども、長いこと小口の金利の自由化が叫ばれておりました、聞くところによりまして、民間から郵貯の方が定額貯金を外さなければ感じないとか、いろいろ話がございまして、一日も早くやるのが庶民の利益だとわかつていながら、まあどちらが悪いのかかわりませんけれども、なかなか実現しない。大變変な話なんです、その実情はどうかでございしょうか。

○政府委員(中村泰三君) 私どもも、郵便貯金の金利が規制をされておるといふことで、これは郵便貯金はかりでございせんが、規制金利の預貯金の商品というものは、大口定期であるとか、MM Cのいわば自由金利商品に比べて金利が劣つてゐるという意味で、いつまでもこういつた状況が放置されるということでは許されるべきじゃないじゃないかといふことで、官民同時に小口の市場金利連動型の預貯金をつくることによつて、自由金利のメリットを預金者の方に還元できるようにしたいといふことで大蔵省とも協議を続けているわけでありまして、大蔵省の方の主張としては、郵便貯金との間でこのトータルバランスをどう保つかという問題もあつたけれども、もう一つは、信金であるとか農協であるとか、そういう中小金融機関が、まだまだ自由金利商品のウェイトというのは本当に数%ぐらいで、圧倒的に九十数%というのは規制金利の小口が主体だ。どういった中小金融機関の経営に及ぼす影響とか、あるいは四月からマル優廃止になつて、どういった資金の動きがあるのかといふたようなことも検討の一つにあるやに伺つてゐるわけでございます。その辺が小口の具体的なスケジュールが決まらない大きな課題になつてゐるというのが現状でございまして。

○平野清君 聞くところによりますと、郵便局は店舗が物すごく多い、民間の方はそれに追いつくまでにはなかなか大變だといふことで、民間金融機関が郵便局に負けず系列化されるまで引き延ばし作戦をしているんだといふようなことも聞いております。その間、長い間庶民が損するわけですね、ぜひ頑張つていただいて、一日も早く小口の金利の自由化は手をつけていただきたいんです。

次に、ぜひ大臣にお聞きしたいんですけれども、前回シルバー貯金というところで、郵政省の方から一千万円シルバー貯金という御提案がありまして、夫婦二人で一生を暮らすのに二千万円から二千五百万円なければとてやっていたけないんだから、一千万円といわず、一千五百万円ない二千万円のシルバー貯金を提唱したらどうかという御質問を申し上げました。そうしたら、頑張つて一生懸命やるといふことだったんですが、マル優の撤廃、税制改正と絡んでとうとう立ち消えになつてしまひました。六十三年度の主要事業見ましたら、このシルバー貯金というものが姿を消してしまつてゐるわけですね。これから高齢社会を迎えるといふことで、盛んに自主努力ということも政府がおっしゃつてゐる。それなのにシルバー貯金が目の目を見ない。何かちょっとおかしい感じがするんですが、大臣は任中にこのシルバー貯金をぜひ実現していただきたい。

その意味では、引き出しや何かの条件を大變厳しくして、何歳にならなければ加入ができな、死亡したりなんかすれば別で引き出せない、課税するならば、一千万円を達成して、引き出すときに低利の課税をするとか、何か違つた形の預金制度にしなければ何にもならないような気がするんですが、このシルバー貯金をどう導入されるのか、導入される場合、どういふ形の形と変えようとするのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(中村泰三君) シルバープラン貯金につきましては、六十三年度の予算要求に当たりま

○平野清君　そういうふうに困って、一生懸命アンケートをしたりなかに努力している局もあるわけで、先ほどの委員のお話もありますように、不在者問題をもうちょっと突っ込んで解決されるようにしたいと思います。ただ、共稼ぎで、初めから一週間にせよなんてアンケートを出す、何かそれが犯罪に利用されたりする困るなという気もしましたけれども。

それからもう一つ、そのアンケートが仮にまとまった場合に、月曜日から土曜まで、朝から夕方まで二人ともいない、うちは家族だれもないんだよということがわかっていて家庭に幾ら届けたって初めからないわけですよ。その場合にNHKやなんかは夜一生懸命歩いて、滞納金額を少なくしようというので、幹部一同十一時までやるということと通信委員会でもちょっと問題になったことがありますけれども、こういう書留みたいなものや判こを押して受領をしなければいけないものの夜間配達ということをお考えになることはないんでしょうか。

○政府委員(田代功君)　私も郵務局の中では、今の問題も勉強中でございます。仰せのとおり、昼間ですと、六件に一件ぐらいは不在なものですから、どうにも滞留が多くなっております。ですから勤務時間をずらすとか、あるいは夜だけの何かとか、何か考えなきゃいかぬなと思っておりますが、まだ結論が出ておりません。

○委員長(上野雄文君)　他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上野雄文君)　御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上野雄文君)　全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上野雄文君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十七分散会

昭和六十三年四月二十三日印刷

昭和六十三年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局